

# 平成 28 年度事業計画について

## 1 基本方針

当財団は、廃棄物の適正処理を促進するため、廃棄物の最終処分場の安定的確保を図るとともに、廃棄物による環境汚染の防止対策等の支援を行い、本県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与するため、各種事業を適正かつ効率的に実施するとともに、公共関与による廃棄物処分場「エコフロンティアかさま」は、国から廃棄物処理センターの指定を受け、法令よりも厳しい管理基準を設定し、安全性の確保を最重点に一般廃棄物及び産業廃棄物を受入れ、溶融処理と埋立処理を行うことを目的としている。

平成 26 年 4 月、一般財団法人へ移行により、新たな財団としてより一層、環境対策及び施設の安全運営を図っていくことが重要となっている。

なお、平成 23 年に民間資金として調達したレベニュー信託は平成 27 年度をもって償還が終了したことにより、今後はより一層の経費節減に努めるとともに、目標売上額の確保及び売上単価の改善や最終処分場における比重管理を適切に行うことにより、更に長期安定した財政基盤の確立を目指していくこととする。

## 2 実施事業等会計（公益目的支出計画）

### （1）茨城県有害廃棄物等撤去基金への寄付

茨城県が不法投棄された周辺住民の健康被害等を未然に防止するため創設した「茨城県有害廃棄物等撤去基金」に寄付を行い、本財団の目的でもある県土の環境保全に寄与する。

## 3 その他会計（廃棄物処理事業）

### （1）廃棄物処理事業

一般廃棄物及び産業廃棄物処理事業を行い、平成28年度は表1に示す廃棄物の受入を目指す。

#### ① 一般廃棄物処理事業

ア 笠間市内(笠間地区)から収集された生活系ごみ、許可業者、事業者及び市民の持込ごみを適正に処理する。なお、市民の持込ごみの搬入日については、産業廃棄物の搬入車輌と分離するため、引き続き土曜日とする。

イ 最終処分場を持たない市町村・一部事務組合から排出される焼却灰、溶融スラグ及び不燃残さ等を受け入れ、適正に処理する。

また、プラスチック類を不燃物として集めている市町村等から廃プラスチックを受け入れ、溶融施設で行っている高効率発電のエネルギー源として利用する。

ウ 国及び地方公共団体が行う施策に協力するとともに、災害、緊急時における廃棄物を積極的に受け入れ、適正に処理する。

#### ② 産業廃棄物処理事業

##### ア 溶融処理

事業活動に伴って排出される紙くず、木くず、廃プラスチック類等の産業廃棄物を安定的に受け入れることにより、事業活動の推進に寄与する。

また、溶融処理施設の特長を生かし、通常の焼却処理が困難である医療系廃棄物、廃石綿等や有害産業廃棄物なども受け入れ、溶融して無害化を図る。溶融処理によって発生するスラグは場内で有効利用するとともに、同時に生成するメタルは金属材料として売却し、廃棄物の有効利用を推進する。加えて、処理に伴う熱エネルギーを利用して高効率の発電を行い、サーマルリサイクルも併せて推進する。

##### イ 埋立処理

燃え殻、ばいじん、汚泥やがれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずなどを埋立処分する。

また、石綿管やスレート等の非飛散性アスベストについては、国の通知に基き、適正な埋め立て方法や記録の保存を行う。

#### ③ 放射性物質汚染対処特措法に基づく処理

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物に該当する廃棄物の埋め立てに当たっては、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物処理に関するガイドラインに示された方法に準拠して実施する。

また、溶融処理・埋立処理いずれにおいても、同ガイドラインの維持管理基準に従って適正な維持管理を行う。

## **(2) 環境関連支援事業**

次の環境対策事業を実施する市町村等に対して助成を行う。

- ・最終処分場周辺施設整備事業
- ・環境調査等事業
- ・環境汚染対策等事業
- ・不法投棄撤去事業
- ・有効利用促進事業
- ・臨時の緊急対策事業
- ・環境学習普及啓発事業

## **(3) 啓発普及等事業**

エコフロンティアかさまの施設運営推進等に資するため、地域住民向けに啓発普及事業を実施するとともに、利用者に対しても運営状況等を説明し、廃棄物の適正処理施設としての啓発普及活動を実施する。

## **(4) 地元相談・調査等事業**

エコフロンティアかさまの地元住民への理解を深めるため、笠間市等とともに相談・指導及び調査等の事業を実施するとともに、地域住民組織と環境保全等に関する先進地調査等の事業を行う。

## **(5) 地域振興等事業**

地元振興の中核となる施設について、引き続き県、笠間市及び地元住民と検討するとともに、県及び笠間市との調整を図り、地元振興のための各種の事業を実施する。

## **(6) 廃棄物処理施設運営管理事業**

将来にわたり施設の安全性の確保を図るため、溶融処理施設、最終処分場及び浸出水処理施設の適正管理に努める。

また、環境保全委員会の提言を受けながら適切な環境対策を実施するとともに、排出ガス、放流水等の計測値を表示板（電光掲示板）やホームページに掲示するなど、情報公開に努める。

表1 平成28年度の受入計画 (単位: t)

処理方法等			受入計画量
溶融	一廃	笠間市	9, 000
		その他市町村等	4, 000
	産廃	一般溶融廃棄物	17, 850
		医療系廃棄物	1, 100
		廃石綿等	50
	小 計		32, 000
埋立	一廃	市町村等	17, 000
		一般埋立廃棄物	105, 500
	産廃	非飛散性アスベスト	2, 500
		小 計	125, 000

#### 4 法人会計

##### (1) 法人運営

当財団の設立目的、施設の健全運営、コンプライアンスの遵守など評議員会、理事会で管理監督し、より良い法人運営を行う。